

## 環境審査顧問会火力部会

### 議事録

1. 日 時：平成27年8月18日（火） 9:58～11:34
2. 場 所：経済産業省別館1階 104各省庁共用会議室
3. 出席者
  - 【顧問】  
市川部会長、岩瀬顧問、角湯顧問、清野顧問、河野顧問、小島顧問、  
近藤顧問、鈴木靖顧問、日野顧問、山本顧問
  - 【経済産業省】  
長村統括環境保全審査官、松浦環境審査担当補佐、高取環境審査分析官、  
長井環境保全審査官、渡邊環境アセス審査専門職
4. 議 題：環境影響評価方法書の審査について
  - J F E スチール株式会社 J F E 扇島火力発電所更新計画
  - ① 環境影響評価方法書（補足説明資料含む）、意見の概要と事業者  
の見解、神奈川県知事意見及び東京都知事意見の説明
  - ② 環境影響評価方法書に係る審査書（案）の説明
5. 議事概要
  - （1）開会の辞
  - （2）配付資料の確認
  - （3）環境影響評価方法書の審査について、J F E 扇島火力発電所更新計画について事務局から環境影響評価方法書の概要説明、補足説明資料、意見の概要と事業者見解、神奈川県知事意見、東京都知事意見の説明を行った後、質疑応答を行った。
  - （4）閉会の辞

## 6. 質疑内容

### J F E 扇島火力発電所更新計画

<環境影響評価方法書の概要説明、補足説明資料、意見の概要と事業者見解、神奈川県知事意見、東京都知事意見の説明>

- 顧問 最初に資料2-3の補足説明資料についてご意見、ご確認をお願いします。
- 顧問 補足説明資料5番の冷却塔のブロー水に関して、薬剤の成分等を示していますが、できれば薬剤メーカーから提供された安全データシートとその概要の紹介をお願いします。
- 事業者 了解いたしました。準備書で説明させていただきます。
- 顧問 補足説明資料1番において、降下ばいじんを調べていただきありがとうございました。扇町、東門前、小杉町とありますが、どのような用途地域ですか。扇町は工業地域ですよね。工業地域だと思うのですが、ここでかなり高い値が出ていますので、その辺は今後留意していただければと思います。
- 事業者 扇町は工業専用地域になっております。
- 顧問 補足説明資料10番の18ページの放射性物質のところ、現地調査のときに質問があったと思います。「実施区域周辺では放射線量率の高い地域は確認されていない。」はいいとして、その次の「放射能で汚染された廃棄物等の持ち込みもなされていないため」はこの地域周辺において確実に言えるのですか。
- 顧問 どうですか。持ち込んだかどうかというのは、多分、持ち込みを確認されていないという意味だと思うのですが。
- 事業者 お答えします。神奈川県に東北地方からの震災時の廃棄物は受け入れられているのですが、この近くではそういう実績がなかったということで書かせていただいたのです。しかし、放射性物質に関しましては持ち込まれていないので、文章的には必要でなかったかなと思います。
- 顧問 そういうところからの廃棄物、土も含めて持ち込まれていなければ該当しないかなと思ったので、要らないなと思ったのです。
- 顧問 書きたかったのは、事故由来で汚染されたものを持ち込んでいないということではないですか。
- 事業者 普通の廃棄物は受け入れられているのですけれども、それは事業実施区域周

辺ではありませんでしたので、ないということは確認しているのです。

○顧問 事故由来の放射能で汚染された廃棄物は持ち込まれていないと。

○事業者 それは言えると思います。

○顧問 福島の廃棄物という意味ですよ。

○事業者 うろ覚えで申しわけないのですが、岩手県の廃棄物は震災の廃棄物、そして処分のために持ち込まれているのですが、それ以外にはございませんでした。

○顧問 分かりました。

○顧問 ここで言われているのは規制の対象となるような事故由来の放射能を含んだ廃棄物は持ち込まれていない、それは確認しているということですね。

○顧問 逆に言うと、多分、それは法律で管理されているから持ち込めないということですよ。それであればいいと思います。

○顧問 ここも言葉を補っていただければどうですか。

○顧問 補足説明資料5ページの白煙の予測・評価に関してですが、数値モデルでの適切な予測・評価をお願いします。

最後の行に白煙防止装置を設置し、影響を低減するとありますが、白煙防止装置の効果を数値モデルでうまく表現されて、予測していただきたいと思います。その辺を準備書段階でお願いします。

○顧問 可能ですか。

○事業者 排出の諸元等変化させて検討することになると思います。

○顧問 現地調査のときにも申し上げましたが、近くに首都高がありますので、その影響を調べるのは大事かと思います。白煙が50mから100mぐらいの範囲でおさまるのであればいいのですが、過去の例では、出力の小さな発電所でも白煙が何kmも出るような結果が出ています。それから、現地調査でお聞きしたのですが、排熱を全部冷却塔で処理するわけではなくて、一部処理です。それは量としては少ないのですか。どういう割合になるのか。現地調査では回答がなかったのですが、25万kWの発電所、排熱のほとんどが復水器の方でとられるわけで、こっちに来るのは熱量的には少ないのですか。どのぐらいの割合ですか。

○事業者 詳細をまだ詰めている最中ですが、10%はいかないと思っています。

○顧問 そうすると、何kmも白煙が出るようなことはないと考えられているのですか。

○事業者 白煙の状況につきましてはこれから検討しますので、大きさ等につきまして

は準備書の方に記載します。

○顧問 予測結果で何kmも出るような場合があれば、交通への障害以外にも景観の観点からも評価していただきたい。

○事業者 白煙の景観についての評価ということですか。

○顧問 何kmも白煙が出ることを、これまで評価されないケースがありました。それはいけないと思います。白煙が何kmも出てきた場合は、景観の観点から評価しないといけないと思います。今回、どういう結果が出るかわかりませんが、白煙が長く出るようであれば、そういうことも考慮していただきたい。

○事業者 現時点ではどういう評価をしていいかわかりませんが、検討を進めていきたいと思っています。

○顧問 補足説明資料の17ページの下の方の3行に、川崎市環境影響評価条例に基づく法対象条例環境影響評価準備書というのがありますが、これは普通の準備書とは違うのですか。

○事業者 環境影響評価法の対象以外に、川崎市の条例で規定されている評価項目、追加で条例の中に項目がありまして、環境影響評価法で規定されているものは環境影響評価法で評価するということになっています。それ以外の項目が幾つかありまして、その部分については川崎市の条例で評価するようと言われていています。その中に緑に関する項目が入っています。

○顧問 法対象事業としての準備書以外にも準備書があるということですか。

○事業者 環境影響評価法の準備書と川崎市の条例に対する準備書ということですか。

○顧問 2冊あるのですか。

○事業者 そうです。

○顧問 川崎市ではそういうシステムになっているのですか。法対象事業の場合は、法の準備書と条例で新たに別の準備書を作るという制度なのですか。

○事業者 補足します。川崎市の条例で規定されていますので、川崎市の条例に対してということで、実際、図書としましては、川崎地域に対しては合冊という形で、2つ合わせた形で図書類を作って、説明をしています。法に対する部分につきましては、法の中身だけ説明させていただいています。

○顧問 法の準備書があって、条例で、足りないところは補足説明の別冊みたいなのがあって、2冊まとめて川崎市に報告するというシステムですか。

- 事業者 川崎市の条例の中ではそういう形の対応をとっております。
- 経済産業省 法律で定めている法アセスと同じ項目をするということではなさそうですね、そこは二重の法規制がかかっていないと思いますけれども、そこは確認して御報告させていただきたいと思います。
- 顧問 法対象項目以外のものを法対象のアセス書に含めても構わないわけですね。だから1冊で構わないわけですね。川崎市さんに報告するのをまとめて1冊にしてもらったらいいと思うのですが。法対象事業とはそういうものだと思っていたのですが、そうではなくて、特別に別冊を作るような感じですか。ほかの都道府県でもそうなのですか。
- 経済産業省 他の県のことは今すぐにはわからないので、確認させていただきたいと思います。
- 顧問 ほかの県でいろいろ審査員をされている先生方、いかがですか。こういうのは普通なのですか。
- 事業者 1冊は1冊なのですが、私の手元にあるものは皆さんに配付させていただいているものとはちょっと、環境影響評価方法書という形で書いてあると思うのですが、実際、川崎地域の場合には法対象条例環境影響方法書ということで、前半が皆さんの手元に置かせていただいております法の部分の内容、後半が川崎の部分という形で合冊した形で作っております。1冊は1冊です。
- 顧問 私は初めて聞きました。もともとそういうものではないような気がします。二重にアセスをするという趣旨ではないと思います。
- 事業者 二重にはなっていないと思います。法の部分につきましては、もともと川崎市の環境アセスの条例がありまして、法の対象のもの、対象でないものを含めてあるのですが、法の対象以外の例えばマンションの建設とかの小さいものについては、条例に基づいて頭からおしりまで全部やりますよと。発電所だとか法対象の要件が決められているものについては、法対象の部分は法対象の内容でやりますと。それ以外に、川崎市が独自に設定している項目については、追加でやってくださいという形になっております。
- 顧問 追加でやった部分も法対象の方法書とか準備書の中に入れて1冊にまとめてもいいのではないかと普通考えるのですが、そうではないという意味ですか。
- 事業者 川崎市の条例の審査については、1冊にまとめた内容に基づいて審査をしております。こちらの環境影響法に基づいて審査しているところについては、法の内容の

部分を説明させていただいているという内容でございます。こちらの環境審査顧問会につきましては、環境影響評価法に基づいた内容についてご説明させていただいているということでございます。

○経済産業省　今現在、どんな状況かということが分かりましたので、どのような形がいいのか、事務局で検討したいと思います。

○顧問　方法書についてもご意見ございましたらお願いします。

○顧問　補足説明資料の9番ですが、1haの樹林地を伐採するということで、その代替地が求められていると思いますが、1haの代替地となると結構大きいものになるので、その計画が先がないと、生態系影響評価がちゃんとした予測にならないという状態になると思います。これは、準備書の段階において早目に緑地計画ができて、それをフィードバックして、生態系影響評価をやるということでよいですか。

○事業者　準備書の検討の中で前提ということで、代替緑地の計画を盛り込んで評価するようにいたします。

○顧問　川崎市の条例では、1haは1haないといけないのですか。それほどのものでなくてもよいのですか。

○事業者　複雑な計算式がございまして、ここで説明できませんが、少なくとも取り除かれる緑地以上には用意しなければいけないようになるかと思います。

○顧問　1号機を新1号機にする更新ということですが、発電量がアップしているので増加になるのですよね。

ただ、それは発電所全体において2号機、3号機の稼働率を低下させて、代替するというので、総量で二酸化炭素排出量が減少するという予測になっているということですが、稼働率等がはっきりと書かれていない。方法書の16ページの燃料の使用量のところで2号機、3号機への副生ガスの配分が落ちていて、重油と天然ガスの使用量が減っているということで、2、3号機の稼働率が減っているようにみえます。知事、市長などの意見にもありますとおり、発電所全体の稼働率を含めた排出量の予測を出さないといけないのではないかと思うのですが、これは準備書で出るということでしょうか。

○事業者　詳細の稼働率、設備利用率等につきましては、準備書の方で前提条件ということでお示しさせていただきます。

○顧問　これはアセスと関係ないと思うのですが、2号機、3号機の更新計画というのは、新1号機ができた後に考えるのですか。

○事業者 現時点では2号機、3号機について補修しながら使っていくということで、更新の計画はありません。

<審査書（案）の説明>

○顧問 審査書（案）の14ページの一番下の行にハヤブサのことが書いてあります。ハヤブサは調査範囲南側の構造物へのとまりも見られているが、トビ、ノスリ、ハヤブサ云々について、「3種のいずれも狩りなどの行動は確認されていない」という文言があるのですが、これで生態系においてハヤブサを調査の対象にするということになると、少し辻つまが合わない。実際のデータは2日分のデータでしか見ていない。調査範囲の上空ではトビ、ノスリ、ハヤブサの3種の猛禽類の飛翔が確認されているので、ととめてはいかがでしょうか。後ろの文章があると、行動も確認されていないのに、何でこんなものを対象に上位性の調査をするのだという話になってしまうので、つながりが悪いと考えます。

もう1カ所、17ページの植生の概要の後半の3行、頭のところに「これに加え、海浜に位置することから、高木ではタブノキ云々」と書いてあるのですが、原文もこのとおりになっているのです。実は、タブノキとかマテバシイというのは、恐らく埋立地などで植えたものなのです。海浜に位置することからという何となく自然に生えているイメージになってしまっていますので、この前段の枕詞をとった方がいいと思います。もし書かれるのであれば、植栽した高木としてはこういうものがある、樹林状態を形成しているという文章に変えた方がよいのではないかと思います。

○顧問 ハヤブサの件は3種以下は削除するという事によろしいですか。17ページは、海浜に位置することから、ここを削除すればどうですか。

○顧問 枕詞をとってしまった方がいいと思います。準備書するときにも同じ文章をそのまま使うのではなくて、もう少し丁寧に記載していただいて、海浜性のタブノキとかマテバシイが植栽されたことで、こういった樹林ができ上がっているという説明にされた方がいいと思います。もともと埋立地ですから、そこにいわゆる潜在植生を参考にして、こういったものを植えて樹林帯を造っているわけですから、そのことを書かれた方がいいと思います。

○経済産業省 審査書につきましては、顧問が言われるとおりに訂正させていただいた

いと思います。

○顧問 事業者さんの方は準備書のときに訂正をお願いします。

○事業者 準備書の方にはそのようにしたいと思います。

○顧問 10ページの(3)の②道路交通騒音の状況ですが、内容はこれでいいと思います。

意見として、今後、準備書でも同じような文章が出てくると思うのですが、道路交通騒音について、できればここは環境基準の達成状況の把握という意味合いを込めて、環境基準の達成状況はどうかということを書き添えていただきたいと思います。要請限度は規制値ですので、これを下回るのは当たり前です。

道路交通の振動には環境基準はありませんので、このままでも結構です。

○顧問 今回書き直さなくても構わないですか。

○顧問 方法書では上回っているところも「ある」としか書いていない。明確に何ヵ所は環境基準に適合していないけれども、何ヵ所は環境基準に適合していると書いてあれば、事務局は書きやすいと思います。

○顧問 審査書の20ページの3.2.5の騒音、振動の記述ですが、対象事業区域の最寄りの学校、病院等云々が2kmに、それから最も近い住居地域が北西約2.2kmに位置するという文言があります。方法書のどこにこの記述があるのか教えていただきたい。

○事業者 168ページです。

○顧問 168ページの(5)の記述を引用したということですね。ありがとうございました。

○顧問 10ページの道路交通騒音の状況の②のところ、年度の書き方が年になっていたり、年度になっていたりします。川崎市の場合は平成23年と書いてあって、横浜市は年度で書いているのですが、この辺確認されて正しいのであればこのままでいいです。もし間違いがあるのであれば直していただきたい。

13ページの②のところの「敷地は事業者が埋立したもので」には、「て」を入れた方がいいと思います。

○顧問 年度はどちらで統一されますか。

○経済産業省 文献は、川崎市が年で、横浜市が年度です。

○経済産業省 自治体によって違いがあるかもしれませんが、できるだけ合わせた方がよろしいと思いますので、記載が正しいかどうかも含めて、事業者の方で確認していただきたいと思います。

○顧問 「埋め立て」とか文字も統一してください。



○経済産業省 了解しました。

○顧問 16ページの③dの動物プランクトンという項目ですが、引用した文献によって記載が違っていたのだと思いますが、動物プランクトンの3つ目の項目のCOPEPODA (naupliuslarva)と、その次のカイアシ目のノープリウス幼生と、その下のNauplius of COPEPODAは同じことを示しています。3つあるからそのうちどれか1個あればよろしいかと思います。ほかのものと書きぶりを合わせるのであれば、カイアシ目のノープリウス幼生の方がよろしいかと思います。

それから、17ページの下の方のa.の潮間帯生物(植物)ですが、1行目にアオノリ属、アオサ属(アオノリ類を含む。)ということでアオノリがダブっていますので、これも引用文献の発行された時期によって変わってきているのだと思います。アオノリ属というのは10年ぐらい前にアオサ属に統合されて、アオノリ属というのは今なくなっているのです。本来ならばアオサ属だけなのですが、引用なので、時期で完全に対応しているかどうか分からないところもあるので、ここはアオノリ属、アオサ属で(アオノリを含む。)をとるという形で書かれた方がよろしいかと思います。

○経済産業省 ありがとうございます。事業者も準備書以降、よろしくお願ひいたします。

○顧問 今いろいろご意見が出ましたので、そこを修正の上、審査書を確定してください。これで事務局の方へお返しします。

○経済産業省 今日は、JFE扇島火力発電所の更新計画をご審議いただきまして、ありがとうございます。

今後につきましては、今日ご審議いただきました内容を踏まえまして、経済産業大臣意見を事業者に通知したいと思います。

ありがとうございました。